

原体 取 届

大学

届出

届出

属又は 属・名
名

大学 原体 安全 則 15 1 の 定に基づき 定 原体 以外の BSL2 原体 の
取 いについて届け出ます。

原体 の名	取 場 (屋 号)	原体 取 任 の 名・名
原体 を外 から 受け入れる場合	外 名 ・ 外 の取 任	
	受入予定	
備		

の 事 において 原体 を取り う場合には 取り う 全員の 属又は 属・名・
名を した一 を 付すること。また 取り う 全員が 則 20 に定める を受
し 25 に定める健 を受 すること。

届け出のされない 員 は 取り うことはできない。

届け出 に たに取り う 事 を加える場合には 取 届の写しと たに加える 事 の
一 を 出すこと。

別 に げられていない 原体 にあっては するレベルは 分 及びその判
について し また「 原体 の 及びばく 対 基 」を作 し 付すること。